



第4回 「第18回国際植物学会議（メルボルン）で変更された  
発表の要件：電子発表の意味するところ（Changes to publication  
requirements made at the XVIII International Botanical Congress  
in Melbourne: What does e-publication mean for you. Knapp, S.,  
McNeill, J. & Turland, N.J. *Taxon* 60: 1498-1501, 2011）」  
の紹介と日本語訳<sup>†</sup>

仲田崇志<sup>1)\*</sup>, 永益英敏<sup>2)</sup>, 大橋広好<sup>3)</sup>

<sup>1)</sup>慶應義塾大学先端生命科学研究所 〒997-0052 山形県鶴岡市覚岸寺字水上 246-2

<sup>2)</sup>京都大学総合博物館 〒606-8501 京都市左京区吉田本町

<sup>3)</sup>東北大学植物園津田記念館 〒980-0862 仙台市青葉区川内 12-2

Introduction to “Changes to publication requirements made at  
the XVIII International Botanical Congress in Melbourne:  
What does e-publication mean for you.  
Knapp, S., McNeill, J. & Turland, N.J. *Taxon* 60: 1498-1501, 2011”  
with Japanese translation

Takashi Nakada<sup>1)\*</sup>, Hidetoshi Nagamasu<sup>2)</sup> and Hiroyoshi Ohashi<sup>3)</sup>

<sup>1)</sup>Institute for Advanced Biosciences, Keio University

246-2 Mizukami, Kakuganji, Tsuruoka, Yamagata, 997-0052, Japan

<sup>2)</sup>The Kyoto University Museum, Kyoto University, Yoshida-honmachi, Sakyo-ku, Kyoto 606-8501, Japan

<sup>3)</sup>Botanical Gardens, Tohoku University, 12-2 Kawauchi, Aoba-ku, Sendai, 980-0862, Japan

国際植物命名規約 (*International Code of Botanical Nomenclature*: 今回, *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants* へと変更された) は6年ごとに開かれる国際植物学会議の場で定期的に改正されている。最新の規約改正は2011年7月に開かれたメルボルン会議の場で採決され、改正版(メルボルン規約)は2012年の半ば頃に出版される見込みとなっている。メルボルン会議で採決された改正は非常に大きなもので、特に影響の大きい変更としては、1) 電子出版のみでの出版が有効発表として認められるこ

と、2) ラテン語だけでなく英語による記載文または判別文も正式発表の要件として認められること、そして3) 菌類の新分類群の正式発表の要件として新たに学名の登録が加わったこと、が挙げられる。

これらのうち1) 2) の条項はメルボルン規約出版に先立つ2012年1月1日より発効するため、急ぎ周知する必要がある。今回訳出したKnapp *et al.* (2011) は、特に電子出版に関する条項を中心に改正点を解説したもので、*Taxon* 誌を始めとする多数の雑誌に英文が掲載されており、Creative Commons Attribution License の下での利用が認められている。また、中国語、ポルトガル語、ロシア語、およびスペイン語への翻訳も現在進められている。我々は、本論文の邦訳を複数の邦文誌に掲載し、メルボルン規約の周知に役立つたいと考えている。日本語への翻訳にあたっては、

\*Corresponding author

E-mail: naktak@ttck.keio.ac.jp

<sup>†</sup>本連載記事の内容は、本誌以外の雑誌にも掲載されています。

メルボルンでの命名法部会の議長を務めた第一著者の Knapp 博士からも承認と激励のメールをいただいた。

今回の翻訳では規約条文の草稿や重要な用語も訳出されているが、これらは暫定的なものであり、メルボルン規約の正式な翻訳は規約出版後に日本植物分類学会の命名規約邦訳委員会によって出版される予定である。

なお、詳細な規約の改正点や他の重要な変更については、Taxon 誌にいくつかの解説が掲載されているため、そちらも参照していただきたい (Knapp *et al.*, 2011; McNeill & Turland, 2011; McNeill *et al.*, 2011; Smith & Figueiredo, 2011; Smith *et al.*, 2011)。

## 文 献

- Knapp, S., McNeill, J. & Turland, N.J. 2011. Changes to publication requirements made at the XVIII International Botanical Congress in Melbourne: What does e-publication mean for you. *Taxon* **60**: 1498-1501.
- McNeill, J. & Turland, N.J. 2011. Major changes to the *Code of Nomenclature* — Melbourne, July 2011. *Taxon* **60**: 1495-1497.
- McNeill, J., Turland, N.J., Monro, A.M. & Lepschi, B.J. 2011. XVIII International Botanical Congress: Preliminary mail vote and report of Congress action on nomenclature proposals. *Taxon* **60**: 1507-1520.
- Smith, G.F. & Figueiredo, E. 2011. Conserving *Acacia* Mill. with a conserved type: What happened in Melbourne. *Taxon* **60**: 1504-1506.
- Smith, G.F., Figueiredo, E. & Moore, G. 2011. English and Latin as alternative languages for validating the names of organisms covered by the *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants*: The final chapter. *Taxon* **60**: 1502-1503.

## 第 18 回国際植物学会議（メルボルン）で変更された発表の要件： 電子発表の意味するところ

Sandra Knapp<sup>1)\*</sup>, John McNeill<sup>2)</sup> and Nicholas J. Turland<sup>3)</sup>

訳：仲田崇志<sup>4)</sup>，永益英敏<sup>5)</sup>，大橋広好<sup>6)</sup>

<sup>1)</sup>Department of Botany, The Natural History Museum, Cromwell Road, London SW7 5BD, U.K.

<sup>2)</sup>Royal Botanic Garden, Edinburgh, 20A Inverleith Row, Edinburgh EH3 5LR, U.K.

<sup>3)</sup>Missouri Botanical Garden, P.O. Box 299, St. Louis, Missouri 63166-0299, U.S.A.

<sup>4)</sup>慶應義塾大学先端生命科学研究科 〒997-0052 山形県鶴岡市覚岸寺字水上 246-2

<sup>5)</sup>京都大学総合博物館 〒606-8501 京都市左京区吉田本町

<sup>6)</sup>東北大学植物園津田記念館 〒980-0862 仙台市青葉区川内 12-2

## Changes to publication requirements made at the XVIII International Botanical Congress in Melbourne: What does e-publication mean for you?

Sandra Knapp<sup>1)</sup>, John McNeill<sup>2)</sup> and Nicholas J. Turland<sup>3)</sup>

Translated by Takashi Nakada<sup>4)</sup>, Hidetoshi Nagamasu<sup>5)</sup> and Hiroyoshi Ohashi<sup>6)</sup>

<sup>1)</sup>Department of Botany, The Natural History Museum, Cromwell Road, London SW7 5BD, U.K.

<sup>2)</sup>Royal Botanic Garden, Edinburgh, 20A Inverleith Row, Edinburgh EH3 5LR, U.K.

<sup>3)</sup>Missouri Botanical Garden, P.O. Box 299, St. Louis, Missouri 63166-0299, U.S.A.

<sup>4)</sup>Institute for Advanced Biosciences, Keio University

246-2 Mizukami, Kakuganji, Tsuruoka, Yamagata, 997-0052, Japan

<sup>5)</sup>The Kyoto University Museum, Kyoto University, Yoshida-honmachi, Sakyo-ku, Kyoto 606-8501, Japan

<sup>6)</sup>Botanical Gardens, Tohoku University, 12-2 Kawauchi, Aoba-ku, Sendai, 980-0862, Japan

国際植物命名規約 (*International Code of Botanical Nomenclature*) は、国際植物学会議 (International Botanical Congress: IBC) の命名法部会で 6 年ごとに変更されている。第 18 回 IBC はオーストラリアのメルボルンで開催され、命名法部会が 2011 年 7 月 18 日から 22 日に開かれ、その決定が 7 月 30 日の本会議にて採択された。この会議の結果、新学名の発表に影響するいくつかの重要な規約変更が行われた。このうち二つの変更はメルボルン規約の出版より数ヶ月早く、2012 年 1 月 1 日から発効する。国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) または国際標準書籍番号 (ISBN) を伴って Portable Document Format (PDF) の形式でオンライン発表された電子資料は有効発表となり、新分類群の学名に対する要件であるラテン語の記載文または判別文は、ラテン語または英語による記載文または判別文へと変更される。さらに、2013 年 1 月 1 日から効力をもつが、菌類として扱われる生物の新学名が正式発表されるためには、初発表文 (protologue: 学名の正式発表に際して、その学名に関連して発表された全てのもの) の中に、認定された登録機関 (例: MycoBank) の発行する識別子 identifier の引用を含まなければならない。電子発表に関する新たな条項の草案を示し、最良慣行 (訳注: 最適な結果を得るための方法や手順など。Best practice) について概説する。

キーワード：植物命名規約，電子発表，国際標準書籍番号 (ISBN)，国際標準逐次刊行物番号 (ISSN)，ラテン語，生命科学識別子 (LSID)，MycoBank，Portable Document Format (PDF)

\*Original corresponding author: Sandra Knapp

*International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants* についてなされた変更を普及促進するため、この記事は *B.M.C. Evolutionary Biology*, *Botanical Journal of the Linnean Society*, *Brittonia*, *Cladistics*, *MycKeys*, *Mycotaxon*, *New Phytologist*, *North American Fungi*, *Novon*, *Opuscula Philolichenum*, *PhytoKeys*, *Phytoneuron*, *Phytotaxa*, *Plant Diversity and Resources*, *Systematic Botany*, および *Taxon* に掲載される。中国語，ポルトガル語，ロシア語，およびスペイン語への翻訳も現在進められている。

## 1. 序文

オーストラリアのメルボルンにて2011年7月に開催された第18回国際植物学会議において、国際植物命名規約（今後は *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants* と改称）に対して、2012年1月1日より発効する二つの重要な変更がなされた。これらの変更は、この規約の下で学名を発表するあらゆる人に影響することとなる。メルボルン規約は2012年の半ば頃まで出版されないため、これらの変更、特に電子媒体による有効発表に関する変更（第29、30および31条における変更）を概説することは有用であると考え。メルボルンで採択された全ての規約変更に関する簡潔な報告は McNeill *et al.* (2011) を参照してほしい。

そのためにここでは、編集者や出版者が有効発表に関する規約についての最良慣行を確立するための助けとなるよう、有効発表に関係する改訂された条項、付記、勧告の草稿を用意した。また新学名やタイプ選定を電子的方法で発表したい人への指針として、これらの変更が意図していないことについても概説する。読者の方々には、会議に先立って提案された変更点を含んだ、電子発表に関する特別委員会の報告 (Chapman *et al.*, 2010) を参照してほしい。この報告には、現在では規約に採用されている変更の論拠も示されている。

## 2. 改訂条項の草稿文言：第 29、30 および 31 条および勧告 29A、30A および 31A

ここでは関連する全ての条項、付記および勧告（实例は除く）の文言を掲載し、変更点を下線付き太字で強調した。ここに示した文言は、メルボルン規約印刷版が最終的に決定される2011年12月の編集委員会合合までの暫定的なものである。

### 第 29 条

29.1. 本命名規約の下では、印刷物が（販売、交換または寄贈により）一般公衆に対して、または、少なくとも植物学者が広く利用できる図書室をもった植物学の研究機関に対して配布されることによって、発表 publication は有効とされる。国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) または国際標準書籍番号 (ISBN) を伴ったオンライン発表物中で、Portable Document Format (PDF；第 29.3 条および勧告 29A.1 もみよ) の形で資料が電子配布されることによって、発表は有効とされる。 公開の会合で新学名を伝達すること、

公開の採集品や庭園中に学名を示しておくこと、手書きの原稿やタイプライターで打った原稿またはその他の未発表資料から作られたマイクロフィルムを発行すること、上記以外の方法で電子的に配布すること、では発表は有効とされない。

29.2. 本条項において、「オンライン」とは World Wide Web を通じて電子的にアクセス可能であることとして定義される。

29.3. Portable Document Format (PDF) が他の形式に継承されるときは、全体委員会（第Ⅲ部をみよ) の通達する、後継の国際標準形式が受け入れられる。

29.4. 個々の電子発表の内容は、それが最初に発行された後に変更してはならない。そのようないかなる変更もそれ自体では有効に発表されていない。有効発表となるためには訂正や改訂は別途発行されなければならない。

### 勧告 29A

[現行の勧告は下記のものに置き換えられる]

29A.1. Portable Document Format (PDF) による電子的な発表は、PDF/A 記録保存標準 (ISO19005) に従うべきである。

29A.2. 著者はなるべくなら、現実的な範囲で下記の基準を満たした、記録保存される出版物に発表するべきである (勧告 29A.1 もみよ)。

(a) 資料は複数の、信用のあるオンライン・デジタル・リポジトリ (たとえば ISO 認定リポジトリ) に置かれるべきである。

(b) デジタル・リポジトリは、世界の二ヶ所以上の地域、そしてなるべくなら異なる大陸に置かれるべきである；

(c) また、世界の二ヶ所以上の地域、そしてなるべくなら異なる大陸の図書館に印刷複製を納めることが望ましい。

### 第 30 条

30.1. 2012 年 1 月 1 日より前は、電子資料の配布による発表は有効発表としない。

30.2. 電子発表は、もし出版者が最終的とみなす版によって置き換えられたり、または置き換えられる予定の単なる準備版である、という証拠があるかまたは発表中に含まれているならば有効に発表されておらず、この場合、その最終版のみが有効発表となる。

30.3. 手書き印刷 indelible autograph による 1953 年 1 月 1 日より前の発表は有効である。この日付以

後に作られた手書き印刷は有効に発表されていない。

30.4. 本条項において、手書き印刷とは機械的またはグラフィック印刷技術(たとえば石版印刷、オフセット、またはエッチング)によって複製された手書きの資料をいう。

30.5. 1953年1月1日以後に商業カタログ中や科学分野を専門としない新聞紙上でなされた発表、および、1973年1月1日以後に種子交換リスト中でなされた発表は有効発表としない。

30.6. 乾燥標本集 *exsiccatae* に伴う印刷物の配布は1953年1月1日以後は有効発表としない。

付記1. 印刷物が乾燥標本集とは独立にも配布されていれば、それは有効に発表されている。

30.7. 1953年1月1日以後になされた、学位を得ることを目的として大学またはその他の教育機関に提出された学位論文であると言明された逐次刊行物ではない独立した著作の発表は、その著者もしくは出版者がそれを有効発表であるとみなしているという(有効発表に必要な規約の要請に言及した)明示的な言明または他の内的証拠がない限り有効に発表されていない。

付記2. 最初の印刷版中に国際標準書籍番号(ISBN)がついていることや、印刷者、出版者または配布者の名前が提示されていることは、その著作が有効発表を意図したものであるという内的証拠とみなしてよい。

### 勧告 30A

**30A.1. 同じ電子発表の準備版および最終版は、それらが最初に発行される際に、そのように明示されるべきである。**

30A.2. (命名法上の新案である) 新学名と新分類群の記載文または判別文とを、いかなる種類であれ短命な印刷物で、そのうえ特に印刷部数が限られていて不定であるものに発表することを避けるように強く勧告する。そのような印刷物は永続的に存在することに関して限界があると思われ、印刷部数の点で有効発表に関して曖昧であり、あるいは一般公衆の目にふれそうもない。著者は新学名も新記載文または新判別文も通俗的な定期刊行物、抄録誌または正誤表に発表することも避けるべきである。

30A.3. 時間的にも空間的にも利用性を高めるため、命名法上の新案を発表しようとする著者は、分類学に関する論文を定期的に出版している定期刊行物に発表することをまず優先させるべきである。**さもなければ、(印刷物または電子出版物として発表されたかに関わらず) 出版物の複製をその分類群に対して適当な目録**

**作成センターに送るべきであり、印刷物としてのみ存在する出版物は、**世界中の少なくとも10の、できればそれ以上の、植物学に関係する、あるいは他の一般に公開された図書室に納めるべきである。

30A.4. 著者および編集者は、要旨または摘要において命名法上の新案について言及すること、あるいは出版物の索引にそれらをリストすることが奨励される。

### 第31条

31.1. 有効発表の日付は、第29条および30条に規定されたように、新学名の発表されている印刷物**または電子出版物**が通用することになった日付である。別の日付を確立する証拠がない場合には、その印刷物中**または電子出版物中**に表記された日付を正しいものと受け入れなければならない。

[現行の付記1は下記のものに置き換えられる]

**31.2. 印刷版と電子版が並行して発行された発表は、第31.1条による各版の日付が異ならない限り、同じ日付で有効に発表されたものとして扱われなければならない。**

31.3. 販売される定期刊行物や他の出版物の別刷り *separate* が前もって発行された場合には、その別刷りにつけられた日付は、それが間違いであるという証拠がない限り、有効発表の日付として受け入れられる。

### 勧告 31A

31A.1. 出版社または出版社の取扱業者が、印刷物を一般公衆へ配るために通常の運搬業者に印刷物を委託した日付を、その有効発表の日付として受け入れるべきである。

### 3. 最良慣行

新学名の著者、編集者、および出版者は、出版物中の学名が有効に発表されるため、新学名を含む出版物がメルボルン規約に準拠していることを確認することに関心があるだろう。オンライン版を伴った雑誌、モノグラフシリーズまたは書籍に発表する人は、関係者の間で可能な限り速やかに最良慣行を確立できるように、編集者と情報交換することを勧める。多くの出版者は、しばらく前から命名法上の新案の電子発表に関わる問題について入念に検討しており(Knapp & Wright, 2010をみよ; *PLoS One* におけるガイドライン, <http://www.plosone.org/static/policies.action#taxon>), これらの新たな規約変更を効果的に

機能させることへの高い関心が窺える。

下記の幾つかの慣行は、メルボルン規約に準拠した、新規事項の電子発表の初期段階に役立つだろう：

- ・各論文が発表の日付を明確に伴うこと（多くの雑誌で行われているように、例、*New Phytologist* や *Nature*）。
- ・最終版とは同じでない（それゆえ有効発表の場合と異なる）オンライン先行版が発行される場合には、各論文にその事実を明確に示すこと（例、*American Journal of Botany* をみよ）。
- ・各論文に出版物の ISSN または ISBN を明確に表示することは、目録作成者が有効発表を確認する助けとなるだろう。
- ・CLOCKSS システム（説明については Knapp & Wright, 2010 をみよ）や他の国際的記録保存システムに参加している雑誌（またはモノグラフシリーズ）における発表は、長期的な記録保存を保証することになるだろう。
- ・電子的方法で新学名を発表する著者は、勧告 30A.3 で推奨されたように、適切な目録作成センターに注意喚起するべきである—これは、電子発表された学名に気づかなかつたかもしれない目録作成者の役に立つだろう。

#### 4. これらの変更が意味していないこと

新しい条項および勧告では PDF および PDF/A の用語が使われているが、これは、有効に発表されるためにはこの形式のみで発行されなければならない、という意味ではない。たとえば、多くのオンライン雑誌では、PDF 版と並行して Hypertext Markup Language (HTML) 形式でも論文を発行している。しかし、そのような場合でも PDF 版が有効発表されることになる。PDF が他の形式に継承される場合に植物命名規約全体委員会が新しい国際標準形式の採用を通過できるという規定は、規約を利用する命名法上の新案の著者やコミュニティがその分野の進展について十分な知識をもち続けられるようにするという意味と、規約が時代遅れになってしまわないようにするという意味とをもっている。

下記の方法を用いた電子発表は、メルボルン規約の下における命名法上の新案の有効発表とはならない。

- ・インターネットで利用可能な、ウェブサイトや一時的な文書中での発表（ISSN の付与には厳格な基準がある—<http://www.issn.org/> をみよ）。
- ・登録された ISSN または e-ISSN をもたない雑誌

での発表。

- ・登録された ISBN または e-ISSN をもたない書籍での発表。

すべての電子発表について、その印刷物を図書館に納めることを提案する勧告は承認されたが、それは植物学者が実行することを勧めるものであっても、司書が従うべき標準的な慣行や手続きを提示しているわけではない。司書は彼ら自身が出版様式の複雑な移行期の中にある（Johnson & Luther, 2007）。そのため単一の印刷物としての論文を独立の収蔵物として受け入れることを、その分量が膨大になるだろうために、司書が喜ばないとかできないとする場面に植物学者が会うこともあるだろう。

#### 5. 学名の発表に関する他の二つの重要な規約変更

メルボルンで承認され、2012年1月1日から発効する二つ目の規約変更は、規約の管理下にあるすべての生物の新分類群の学名の正式発表において必要な記載文または判別文が、英語でもラテン語でもよいことである。これは化石植物の学名に対しては現行の規定であり、すべての新しい非化石分類群では、ラテン語の記載文または判別文が必要とされている（菌類と植物は1935年1月1日から；藻類 [本規約のもとで扱うならばシアノバクテリアも含む] は1958年1月1日から）。この変更は学名の形式には影響せず、学名は引き続きラテン語であるかラテン語として扱われる。個々の雑誌がラテン語と英語のどちらを要求するかは、当然ながら雑誌の編集者によって決定される。

学名の発表に関してメルボルンで承認された三つ目の規約変更は、2013年1月1日（Miller *et al.*, 2011が報告した2012年1月1日ではない）より前には発効しないが、正式発表の追加要件として、菌類として扱われる生物のすべての新学名は、初発表文の中に、認定された登録機関（例、MycoBank, <http://www.mycobank.org/>）の発行する識別子の引用を含まなければならない、ということである。この点については別途周知される。

2013年1月1日以後、菌類の新学名に対する固有識別子の要件は、植物および藻類には適用されない；これらのグループの新学名の著者は、目録作成センターに生命科学識別子 (LSID) —または他の識別子—を請求する必要はない。

#### 謝 辞

SK は NSF の Planetary Biodiversity Inventory

program (DEB-0316614, 'PBI Solanum—a worldwide treatment') の助成を受けている。メルボルンの第18回 IBC への JMcN と NJT の出席は国際植物分類学連合 (IAPT) から一部援助された。私たちは、Katherine Challis (Kew) の有意義な意見に感謝している。

## 文 献

Chapman, A.D., Turland, N.J. & Watson, M.F. (eds.) 2010. Report of the Special Committee on Electronic Publication. *Taxon* **59**: 1853-1862.

Johnson, R.K. & Luther, J. 2007. The e-only tipping point for journals: What's ahead in the print-to-electronic transition zone. Association of Research Libraries, Washington, D.C.

(訳注: 原文では "Association of Research

Librarians")

Knapp, S. & Wright, D. 2010. E-publish or perish, *In* Polaszek, A. (ed.), *Systema Naturae 250 — the Linnaean Ark*, p. 83-93, Taylor and Francis, London.

McNeill, J., Turland, N.J., Monro, A.M. & Lepschi, B.J. 2011. XVIII International Botanical Congress: Preliminary mail vote and report of Congress action on nomenclature proposals. *Taxon* **60**: 1507-1520.

Miller, J.S., Funk, V.A., Wagner, W.L., Barrie, F., Hoch, P.C. & Herendeen, P. 2011. Outcomes of the 2011 Botanical Nomenclature Section at the XVIII International Botanical Congress. *PhytoKeys* **5**: 1-3.

(担当編集委員: 伊藤 隆)